

# 第 22 回教育委員会

令和元年 12 月 10 日  
午後 3 時 30 分  
本庁舎屋上会議室

## 案 件

- |        |                            |
|--------|----------------------------|
| 議案第88号 | 大阪市立学校管理規則の一部を改正する規則案      |
| 議案第89号 | 大阪市立幼稚園園則の一部を改正する規則案       |
| 議案第90号 | 大阪市立高等学校学則の一部を改正する規則案      |
| 議案第91号 | 大阪市立デザイン教育研究所規則の一部を改正する規則案 |

## 議案第 88 号

### 大阪市立学校管理規則の一部を改正する規則案

大阪市立学校管理規則（昭和 35 年大阪市教育委員会規則第 7 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の 2 第 1 項第 2 号中「12 月 26 日から翌年 1 月 6 日まで」を「12 月 25 日から翌年 1 月 7 日まで」に改め、同項に次の 1 号を加える。

- (4) その他教育委員会が特に必要と認める日

#### 附 則

この規則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

(参照)

{ 傍線は削除  
太字は改正

大阪市立学校管理規則（抄）

(休業日)

第2条の2 学校（幼稚園を含む。第8条の4、第8条の6、第8条の7及び第8条の11を除き以下同じ。）の休業日は、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日、日曜日及び土曜日のほか、次のとおりとする。

(1) 省 略

(2) 冬季休業日 12月26日から翌年1月6日まで  
**12月25日**                      **1月7日**

(3) 省 略

**(4) その他教育委員会が特に必要と認める日**

2-4 省 略

## 議案第 89 号

### 大阪市立幼稚園園則の一部を改正する規則案

大阪市立幼稚園園則（昭和 35 年大阪市教育委員会規則第 12 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項第 4 号中「12 月 26 日から翌年 1 月 6 日まで」を「12 月 25 日から翌年 1 月 7 日まで」に改める。

#### 附 則

この規則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

(参照)

{ 傍線は削除  
太字は改正

大阪市立幼稚園園則（抄）

(休業日)

第3条 休業日は、次のとおりとする。

(1)－(3) 省 略

(4) 冬季休業日 12月26日から翌年1月6日まで  
**12月25日**                      **1月7日**

(5) 省 略

2 省 略

## 議案第 90 号

### 大阪市立高等学校学則の一部を改正する規則案

大阪市立高等学校学則（昭和 35 年大阪市教育委員会規則第 8 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 1 項第 4 号中「12 月 26 日から翌年 1 月 6 日まで」を「12 月 25 日から翌年 1 月 7 日まで」に改める。

#### 附 則

この規則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

(参照)

{ 傍線は削除  
太字は改正

大阪市立高等学校学則（抄）

(休業日)

第4条 休業日は、次のとおりとする。

(1)－(3) 省 略

(4) 冬季休業日 12月26日から翌年1月6日まで  
**12月25日**                      **1月7日**

(5) 省 略

2 省 略

議案第 91 号

大阪市立デザイン教育研究所規則の一部を改正する規則案

大阪市立デザイン教育研究所規則(昭和 62 年大阪市教育委員会規則第 11 号)  
の一部を次のように改正する。

第 4 条第 1 項第 4 号中「12 月 26 日から翌年 1 月 6 日まで」を「12 月 25 日か  
ら翌年 1 月 7 日まで」に改め、同項に次の 1 号を加える。

(6) その他教育委員会が特に必要と認める日

附 則

この規則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

(参照)

{ 傍線は削除  
太字は改正

大阪市立デザイン教育研究所規則（抄）

(休業日)

第4条 休業日は、次のとおりとする。

(1)－(3) 省 略

(4) 冬季休業日 12月26日から翌年1月6日まで  
**12月25日**                      **1月7日**

(5) 省 略

(6) **その他教育委員会が特に必要と認める日**

2－3 省 略

# 大阪市立学校管理規則、大阪市立幼稚園園則、大阪市立高等学校学則及び大阪市立デザイン教育研究所規則の一部改正について

## 1 改正の理由

本市ではこれまで大阪市教育振興基本計画に掲げるカリキュラム改革の一環として、教育活動のための時間確保を目的とし、平成 25 年度に冬季休業期間を一斉に短縮した他、夏季休業期間についても、空調機等の設置により良好な学習環境を整備したうえで、高等学校を除いて段階的にその短縮を行うことで、十分な教育活動時間を確保できることとなった。

今般、教員の働き方改革の観点を踏まえるとともに、授業準備を充実させ教育の質の向上を図るなど、円滑な学校運営のための休業日を確保する必要があることから、冬季休業期間を拡大する（平成 25 年度の短縮前の期間とする）他、年間を通しての教育活動のための時間の確保については最大限考慮しつつ、暦に応じた柔軟な休業日の設定等、教育委員会が特に必要と認める場合に休業日を設けることを可能とするため、規則の一部を改正する。

## 2 改正の内容

- ・大阪市立幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び大阪市立デザイン教育研究所の冬季休業期間を「12月26日～1月6日」から「12月25日～1月7日」に変更する。
- ・その他教育委員会が特に必要と認める日を休業日とする。

## 3 施行期日

令和 2 年 4 月 1 日

【参考】 大阪市立学校管理規則（抄） ※改正前

（休業日）

第 2 条の 2 学校（幼稚園を含む。第 8 条の 4、第 8 条の 6、第 8 条の 7 及び第 8 条の 11 を除き以下同じ。）の休業日は、国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日、日曜日及び土曜日のほか、次のとおりとする。

- (1) 夏季休業日 7 月 21 日から 8 月 24 日（高等学校においては 8 月 31 日）まで
- (2) 冬季休業日 12 月 26 日から翌年 1 月 6 日まで
- (3) 春季休業日 3 月 25 日（高等学校においては 3 月 16 日）から 4 月 7 日まで

- 2 校長（園長を含む。第4項を除き以下同じ。）は、特に必要と認めるときは、教育委員会の承認を受けて別に休業日を定めることができる。
- 3 校長は、休業日と授業日を振り替えようとするときは、教育委員会の承認を受けなければならない。ただし、定例的な学校行事のための振替については、教育委員会に届け出て行うことができる。
- 4 校長は、特に必要と認めるときは、教育委員会の承認を受けて、休業日を授業日とすることができる。

【参考】 大阪市立幼稚園園則（抄） ※改正前

第3条 休業日は、次のとおりとする。

- (1) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- (2) 日曜日及び土曜日
- (3) 夏季休業日 7月21日から8月24日まで
- (4) 冬季休業日 12月26日から翌年1月6日まで
- (5) 春季休業日 3月25日から4月7日まで

- 2 特に必要があるときは、前項のほかに休業日を別に定め、又は休業日と授業日を振り替えることがある。

【参考】 大阪市立高等学校学則（抄） ※改正前

第4条 休業日は、次のとおりとする。

- (1) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- (2) 日曜日及び土曜日
- (3) 夏季休業日 7月21日から8月31日まで
- (4) 冬季休業日 12月26日から翌年1月6日まで
- (5) 春季休業日 3月16日から4月7日まで

- 2 特に必要があるときは、前項のほかに休業日を別に定め、休業日と授業日を振り替え、又は休業日を授業日とすることがある。

【参考】 大阪市立デザイン教育研究所規則（抄） ※改正前

（休業日）

第4条 休業日は、次のとおりとする。

- (1) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- (2) 日曜日及び土曜日
- (3) 夏季休業日 7月21日から8月31日まで
- (4) 冬季休業日 12月26日から翌年1月6日まで
- (5) 春季休業日 3月16日から4月7日まで

- 2 所長は、特に必要と認めるときは、教育委員会の承認を受けて別に休業日を定めることができる。
- 3 所長は、休業日を変更しようとするときは、教育委員会の承認を受けなければならない。ただし、定例的な研究所行事のための変更については、教育委員会に届け出て行うことができる。

